

In depth

A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2017-07
March 31, 2017

新収益基準: 移行リソースグループが議論した 銀行業界に影響を与える適用上の論点

目次

概要	1
範囲	2
5ステップ・モデル	4
総額表示か純額表示か	5
開示	6
次のステップ	6

要点

公開企業は、2018年に新しい収益基準を適用しなければなりません。その影響は業種や現行の会計慣行によって異なりますが、新基準はほぼすべての企業にある程度の影響を与えることとなります。新しい収益基準は、当初に米国会計基準(US GAAP)および国際財務報告基準(IFRS)の下でコンバージェンスされた基準として公表されましたが、米国財務会計基準審議会(FASB)および国際会計基準審議会(IASB)はそれぞれ微妙に異なる修正を行っており、そのため、US GAAPに基づく場合とIFRSに基づく場合とでは収益基準を最終的に適用した結果が異なる可能性があります。

また、新しい収益基準は、金融商品に関する特定のガイダンスなど他のガイダンスの範囲に含まれない取引にも適用され、この点でUS GAAPとIFRSとでは差異が生じる可能性があります。新しい収益基準は、実質的にはコンバージェンスされているものの、IFRS適用企業とUS GAAP適用企業とを比較した場合に必ずしも同じ母集団の取引に適用されるわけではありません。

収益認識の移行リソースグループ(TRG: Transition Resource Group)は、多くの業種に属する企業に影響を及ぼす様々な適用上の論点について議論してきました。このTRGの議論によって、新しい収益基準の適用に参考となる洞察が提供されており、米国証券取引委員会(SEC)は、登録企業が新しい収益基準を適用するにあたっては、TRGの議論を考慮することを期待しています。

本資料では、US GAAPで財務報告を行う銀行業界の企業に特有の適用上の動向に対処し、特定の課題を取り上げています。本資料は、銀行業界の企業に対する新しい収益基準の影響についての包括的な分析を提供しているわけではありません。本資料の内容の検討に際しては、CFODirect.comから入手できる [PwCの会計ガイド「顧客との契約から生じる収益」](#) (英語)も併せてご確認ください。

概要

1. 新しい収益基準は、US GAAPに含まれるその他のガイダンスを優先させていますが、特定の業界別ガイダンスを含む収益認識に関する現行ガイダンスを置き換えています。新しい収益基準は、US GAAP報告企業である公開企業(public business entity)について、2017年12月15日より後に開始する事業年度に属する期中報告期間より適用されます(非公開企業については、適用までもう1年の猶予があります)。新基準は、公開企業および非公開企業の両方について、2016年12月15日より後に開始する報告期間からの早期適用を認めています。

2. 銀行業界の企業は、新しい収益基準が様々な収益の流れや契約にどのような影響を及ぼすかについての分析を続けています。本資料は、新収益基準が銀行やその他の金融サービス企業に共通する特定の収益契約にどのような影響を与えるのかを評価する際に、企業が検討すべきいくつかの要素を特に取り上げています。本資料は、銀行業界の企業に対する新しい収益基準の影響についての包括的な分析を提供しているわけではありません。

範囲

3. 会計基準コード化体系(ASC)606「顧客との契約から生じる収益」に成文化される新しい収益基準は、顧客とのすべての契約に適用されます。ただし以下を除きます。

- ASC840 の範囲に含まれるリース
- 以下の範囲に含まれる金融商品およびその他の契約上の権利または義務
 - 債権(ASC310)
 - 投資
 - 負債証券及び持分証券(ASC320)
 - 持分法及びジョイント・ベンチャー(ASC323)
 - 投資—その他(ASC325)
 - 負債(ASC405)
 - 債務(ASC470)
 - デリバティブ及びヘッジ(ASC815)
 - 金融商品(ASC825)
 - 譲渡及びサービシング業務(ASC860)
- ASC460 の範囲に含まれる特定の保証
- ASC944 の範囲に含まれる保険契約
- 顧客または潜在的顧客に対する販売を促進するために同業種の企業間における非貨幣性取引(ASC845)

4. 企業はまず、関連する可能性のあるすべてのその他の会計基準を検討する必要があります。その後、契約が新しい収益基準の範囲に含まれると結論付けなければなりません。その他のガイダンスの範囲に完全に含まれる契約については、当該ガイダンスが新基準(ASC606)に置き換えられていない場合には、当該ガイダンスに従って会計処理しなければなりません。例えば、ASC860 によって規定されている金融資産の売却には、ASC860 を適用し続けることになります。契約における特定の取引が他のどの基準の範囲にも含まれておらず、また収益が顧客との契約から稼得されている場合には、新しい収益基準を適用します。

5. 「伝統的な」銀行業界の企業によって稼得される収益(revenue)または(広義の)収益(income)の大部分は、そのまま適用可能な特定の基準に準拠する可能性が高く、そのため銀行は、その基準を引き続き適用することになります。しかし、収益を創出する活動の中には新しい収益基準の範囲に含まれるものがあります。以下の表は、いくつかの伝統的な銀行業界における企業の収益の流れおよび新しい収益基準の適用可能性を要約したものです。

新収益基準の範囲に含まれない取引/ 収益の流れ	新収益基準の範囲に含まれる取引/ 収益の流れ	新収益基準が適用される可能性のある 取引/収益の流れ
<p><i>TRG が議論した項目</i></p> <ul style="list-style-type: none"> ● クレジットカードの年会費(ASC310-20) ● ASC860 に従い会計処理される住宅ローンのサービシングまたはサブ・サービシング契約 ● ASC460 の下で会計処理される金融保証 <p><i>TRG が議論していない項目</i></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利息収益ならびに現在、債権および投資からの利息収益として会計処理されている繰延手数料およびコスト(ASC310-20) ● 利息収益として会計処理されないが、ASC310-10 によって規定されているローン手数料およびローン債権から生じる遅延損害金 	<p><i>TRG が議論した項目</i></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 預金口座に関するサービス手数料および取引手数料 ● ASC860 に従い会計処理されない住宅ローンのサービシングまたはサブ・サービシング契約 	<p><i>TRG が議論していない項目</i></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 担保権の実行による不動産の売却損益

<ul style="list-style-type: none"> ● 売却目的で組成されたローンに関連する組成手数料(ASC 948-310-25) ● スタンバイ信用状またはローン・コミットメントの手数料(ASC310-20) ● ローンの売却(ASC860) 		
--	--	--

.6 上掲のリストは、銀行業界の企業が考慮すべき収益の流れを網羅する包括的なリストではありません。企業は、新基準の影響を評価する際に収益の源泉の詳細な棚卸作業を行うべきです。さらに企業は、新しい収益基準の下で異なる会計処理が必要になるかどうかを評価するために、特定の収益の流れに含まれる契約、取決めおよび商品の差異について検討しなければなりません。

クレジットカードの年会費

.7 前述のように、新しい収益基準(ASC606)の範囲は、ASC310に従って会計処理される取引を除外しています。ASC310は、クレジットカードの年会費の会計処理に関するガイダンスを提供していますが、年会費のような手数料には、信用を供与するための審査を含む貸付に伴う多くの業務について金融機関を補償する目的があることを認めています。

.8 TRGは、2015年7月の会議において、クレジットカードの年会費の論点を議論しました。ほとんどのTRGメンバーは、クレジットカードの年会費はASC310の範囲に含まれており、契約の全体的な性質がクレジットカードの貸付契約である場合には、新収益基準(ASC606)の範囲には含まれないという見解を表明しました。TRGは、クレジットカード契約による収益の流れ(例:年会費、利息など)が新しい収益基準の範囲に含まれない場合、関連する特典プログラムも同様に新しい収益基準の範囲に含まれないことに留意しました。TRGは、インターチェンジ・フィー(加盟店契約会社がカード発行会社に支払う手数料)など、クレジットカード事業のその他の側面について扱いませんでした。

.9 IFRSには、ASC310におけるガイダンスのような、クレジットカードの年会費に相当する会計処理モデルは存在しません。これにより、US GAAPとIFRSとの間に適用上の差異が生じる可能性があります。

住宅ローンのサービシング手数料

10. 住宅ローンのサービシング手数料は、企業が、ローンまたはその他の資産を保有する別の当事者に代わって住宅ローン(またはその他の金融資産)のサービシング(回収代行)業務を提供する場合に稼得されます。サービシング権が売手によってまたはサブ・サービシング契約を通じて保持されている場合には、このようなサービシング契約は、組成された住宅ローンの販売と同時に締結されます。企業が、資産(または負債)として住宅ローンのサービシング権を計上する場合、その資産(または負債)については、ASC860のガイダンスを適用して当初または事後的に認識しなければなりません。

.11 ASC860は、住宅ローンのサービシング権の事後的な会計処理に関するガイダンスを提供していますが、サービシングによる収益の認識方法を規定していません。そのため、TRGは、2016年4月のTRG会議において、住宅ローンのサービシング権および収益に対する新収益基準の適用可能性について議論しました。ほとんどのTRGメンバーは、ASC860がサービシングによる収益の認識方法を規定していない場合であっても、ASC860の範囲に含まれる住宅ローンのサービシング手数料は、新しい収益基準の範囲に含まれないと考えました。しかし、大部分のTRGメンバーは、もし銀行がASC860の範囲に含まれないと結論付ければ、サービシング契約は新しい収益基準の範囲に含まれることになるだろうと考えました。TRGおよびFASBのいずれも、どの住宅ローンのサービシング契約がASC860の範囲に含まれるかについての詳細な議論を行っていないことに留意する必要があります。

金融保証

.12 2016年4月の会議において、TRGは、新しい収益基準がASC460の対象となる金融保証契約の収益の認識に影響を与えるかどうかについて検討しました。この会議を受けてFASBは、ASC460に規定される契約は新しい収益基準の範囲に含まれないことを明確化する、会計基準アップデート(ASU)No.2016-20「Topic 606『顧客との契約から生じる収益』に対する技術的修正および改善」を公表しました。

預貯金口座のサービス手数料および取引手数料

.13 顧客が銀行に資金を預ける場合、顧客と銀行は、預貯金の管理取扱等のサービスを顧客に提供する預貯金取扱契約を締結します。顧客が預貯金を出し入れするために利用できる多くの仕組みがありますが、仕組みによっては、銀行が預貯金の取扱いに手数料を請求する場合があります(例:取引銀行以外の銀行の ATM 利用など)。また、銀行は、規定の最低残高を維持していない場合の手数料(例:口座維持手数料)または口座が利用されていない場合の手数料(休眠口座管理手数料)を請求することもあります。

.14 2016年4月のTRG会議において、TRGメンバーのほとんどが、預貯金の取扱手数料は新しい収益基準の範囲に含まれるという見解を示しました。この結論は主に、手数料に関する権威あるガイダンスがASC405に含まれていないことを根拠になっていました。しかし、FASBスタッフは、銀行が新しい収益基準に基づき預貯金の取扱手数料の認識を検討する際に特定の要素をどのように評価するかについての洞察を示した、適用上の検討事項の概要をTRGアジェンダ・ペーパーの中に示しました。以下の「5ステップ・モデル」以降の段落において、FASBスタッフによる洞察の一部について説明します。

5ステップ・モデル

.15 新しい収益モデルは、契約を基礎としたアプローチに基づき、以下のステップを適用することを要求しています。

- 1 顧客との契約を識別する
- 2 契約における履行義務を識別する
- 3 合計の取引価格を算定する
- 4 合計の取引価格を契約における履行義務に配分する
- 5 それぞれの履行義務の充足時に(または、充足されるにつれて)収益を識別する

.16 PwCの会計ガイドには、これらのステップについての包括的な分析が含まれています。本In depthでは、預貯金の取扱手数料の認識に関連するステップに焦点を当てます。

ステップ1および2: 顧客との契約を識別する/履行義務を識別する

.17 契約期間とは、契約の当事者が現在の強制可能な権利および義務を有している契約の存続期間のことです。契約期間の決定は、(中でも特に)約束した財またはサービスの識別、取引価格の算定、および取引価格の配分に影響を与えるため、ASC606の適用に重要な影響を及ぼす可能性があります。TRGアジェンダ・ペーパー第52号「金融機関の範囲決定のための検討事項」では、預貯金取扱契約の契約期間に関するいくつかの検討事項を示しています。

.18 アジェンダ・ペーパーの中でFASBのスタッフは、多くの預貯金取扱契約が、重要な違約金を支払うことなくいつでも、銀行または顧客のいずれかによる任意で契約を解約することを認めている、と述べました。2014年10月の会議において、TRGは、契約のそれぞれの当事者が契約を一方的に解約できる権利を有している場合の影響について議論しました。この会議において、TRGは、契約のいずれかの当事者が他方当事者に対して解約に係る補償を行わずに契約を解約できる場合、その契約期間は、すでに移転している財またはサービスを越えないという見解を支持しました。

.19 契約期間が契約の規定により1日単位(または分単位)であるとみなされる場合には、解約項は更新権と類似しており、1日刻み(または分刻み)で契約更新を表します。その結果、履行義務がいくつ識別されたかにかかわらず、ASC606を適用する影響は現行の収益認識モデルに類似する可能性が高く、また預貯金に関連する手数料も現行と同様になる可能性があります。預貯金に関連する手数料の範囲に係る論点に関するTRGのアジェンダ・ペーパーにおいて、スタッフは、ATM手数料を例示し、預貯金取扱契約が一方の当事者により任意で解約可能な場合には、将来の履行義務は生じない、と指摘しました。その結果、銀行は、手数料を受け取った時点でサービス(預貯金の預払い)を顧客に提供しているため、手数料の受取時点でその認識を行う可能性が高く、そして銀行には将来の履行義務は生じません。FASBスタッフは、同様の分析を行った口座維持手数料の例も示しました。しかし、契約を締結しなければ受け取らないであろう重要な権利を顧客に提供するかどうかの評価を含め、新しい収益基準の下での特定の契約に関する詳細な分析が必要になる可能性があります。

ステップ 3: 合計の取引価格を算定する

.20 取引価格には固定金額と変動金額の両方が含まれます。例えば、変動対価には、値引き、返金、クレジット、価格譲歩、ペナルティーおよびその他類似の項目が含まれる可能性があります。また取引価格は、顧客に支払われる金額または重大な金融要素の存在に影響を受ける可能性があります。

.21 TRG アジェンダ・ペーパー第 52 号において、FASB のスタッフは、特定の預金者（顧客）が手数料を支払い、他の顧客は手数料を支払わない（または、手数料が減額される）状況について検討しました。とくに FASB は、契約によって特定の預金者には手数料が請求されないことが規定されているものの他の預金者には手数料の支払いが要求される場合の取引価格の決定方法について検討しました。FASB スタッフは、収益ガイダンスにおいて「約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額」として取引価格を定義していると指摘しました。

.22 手数料が発生しない預金に関して銀行が受け取る唯一の対価は、顧客の預金です。預金は、銀行にとって資金調達の源泉になりますが、預金それ自体は ASC606 の範囲に含まれていません。FASB スタッフは、手数料が請求されず、現金または現金以外の対価のいずれの形式であろうと銀行に手数料を受け取る権利がない場合には、ASC606 の範囲に含まれる手数料はない可能性があるとして述べました。これを説明するために、スタッフは、「手数料が発生しない」顧客はいくつかの取引を開始し、その後、口座をクローズしている可能性があり、この場合、銀行には顧客に手数料を請求する権利は生じないことを強調しました。

.23 また、FASB スタッフは、現行の US GAAP の下で、銀行は、このような手数料の発生しない契約について、追加的な利息費用と相殺となっている手数料収入を両建てして計上しないことも強調しました。さらに FASB スタッフは、新しい収益基準は預金の金利の会計処理に関するガイダンスを修正していないと述べました。スタッフは、新しい収益基準(ASC606)の下で、金融要素を盛り込むために取引価格を調整する可能性があるものの、このような預金契約の短期的な性質を考慮すると、金融要素に関するガイダンスは預金契約にとってそれほど重大でないだろうと指摘しました。新収益基準は、契約開始時に企業の履行と顧客の支払との期間が 1 年以内になると見込まれる場合、金融要素の影響を考慮しないことを企業に認める実務上の便法を提供しています。

.24 多くの状況において、銀行が顧客から別個の財またはサービスを公正価値で購入しているときに支払いが行われる場合を除き、銀行が顧客に対して行った支払は、費用ではなく取引価格の減額として計上しなければなりません。銀行は、カスタマーサービスの問題を持ち出す顧客に対する返金について、取引価格（例：手数料）を減額する必要性を考慮しなければなりません。

総額表示か純額表示か

.25 一部の取引では、顧客に対する特定の財またはサービスの提供に複数の当事者が関与していることがあります。そのような場合、銀行は、顧客への財またはサービスの提供において自ら本人として行動しているのか、あるいは顧客に財またはサービスを提供している別の当事者に代わる代理人として行動しているのかを検討しなければなりません。この分析は、銀行がそれぞれの取決めにおける事実および状況に基づき特定の財またはサービスの支配を獲得している（したがって、本人として行動している）のかどうかに基づきます。銀行が特定の財またはサービスの支配を獲得しているか否かが明確ではない場合、新しい収益基準は、以下について検討するための指標を提供しています。

- 企業が特定の財またはサービスを提供する約束履行に対する主たる責任を有している。
- 企業が在庫リスクを有している。
- 企業が特定の財またはサービスの価格の設定において裁量権を有している。

.26 企業は、サービスを購入する顧客を識別できない場合であっても、サービス提供者への支払いを確約している場合には、サービス契約における在庫リスクを有している可能性があります。

.27 銀行が取引において本人として行動している（および、サービスの履行を補助するために他の当事者を雇用している）場合には、銀行は稼得した収益および発生した費用を損益計算書に総額表示しなければなりません。

.28 代理人の立場で行動している銀行は、銀行が履行したサービスに関連する部分の手数料のみを、代理人の立場での活動に関する収益として反映します。このトピックが議論されてきた 1 つの領域としては、加盟店を代理してクレジットカードの決済業務を行う銀行があります。

.29 単一の契約において、企業が特定の履行義務に関して本人として、その他の履行義務に関しては代理人として行動する可能性があります。別の言い方をすれば、本人なのか代理人なのかの検討は、契約レベルではなく履行義務レベルで行わなければなりません。

開示

.30 新しい収益基準には、顧客との契約から生じる収益の認識および対応するキャッシュ・フローに関連する金額、時期、および判断を財務諸表利用者が理解できるようにするための、広範囲に及ぶ開示要求が含まれています。より重要な開示要求の一部には、以下に関する定量的情報および定性的情報が含まれます。

- 顧客との契約
- 契約残高の調整
- ガイダンスを当該契約に適用する際に行った重大な判断および判断の変更
- 顧客との契約の獲得または履行のコストから認識した資産

.31 開示要求は、US GAAP に基づく現行の要求事項よりも詳細になっており、経営者の判断にかなり重点を置いています。例えば、開示要求には、収益認識の金額および時期を決定する際に使用した見積りや行った判断に関する具体的な開示が含まれています。

.32 また新収益基準は、残存履行義務の金額および1年超の期間を有する契約について、履行義務が充足されると予想される時期、ならびに、金額が収益として認識される時期についての定量的または定性的な説明を開示することを企業に要求しています。

次のステップ

.33 新しい収益基準は、銀行やその他の金融機関を含むすべての業種に影響を与えます。契約によっては、その影響として、収益認識の時期、損益計算書の表示、または開示が変更される可能性があります。その結果、新しい基準は、既存の契約、事業モデル、企業の実務および会計方針の見直しを行うことを経営者に要求することになります。

.34 銀行は、以下を行うことにより、現在進めている計画立案ならびに新基準が会計方針、手続およびシステムに与える影響の評価を引き続き行わなければなりません。

- 収益の流れの分類の整理、およびそれらが新基準の範囲に含まれるかどうかの判定
- 現行の会計方針および実務の見直し、ならびに現行基準と新基準の下での差異の識別
- 会計方針の差異のプロセスおよびシステムへのマッピング(対応付け)
- 企業内および投資者に対する教育および伝達
- プロセスおよびシステム変更
- 適用可能な開示案作成

.35 銀行は、結果的に修正に至らなかった TRG の議論も含め、修正されたガイダンスを評価しなければなりません。これらは、特定の取引の洞察に役立つ可能性があります。また銀行は、FASB の適用上の取り組みや米国公認会計士協会 (AICPA) の業種別タスクフォースなどの業界団体からのアウトプットを注意深く見守っていかねばなりません。しかし、これらの論点が業界内で議論されている間は、判断を要するすべての領域を識別および解決するような権威あるガイダンスが追加的に公表されることはないであろうと PwC は見込んでおり、このことを理解しておくことが重要です。さらに、様々な会議で議論された金融機関の活動と、個々の金融機関の活動とは、事実および契約の内容に差異がある可能性があります。そのため、PwC は、各銀行が独自に追及してきた適用上の取り組みを継続していくことを推奨します。

PwC の銀行・証券業界プラクティス

PwC では、銀行・証券業界へのサービスを、多分野のプロフェッショナルで構成されるグローバルチームで提供しています。業種別の専門家が、私どもの中核となる監査、税務、アドバイザーに対応しています。

PwC は、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 223,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。

お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2017 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit www.cfodirect.pwc.com, PwC's online resource for financial executives.